省　令

○経済産業省令第八十四号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　長浜　博行

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一5．携帯用レーザー応用装置の項技術上の基準の欄中「日本工業規格C6802（2011）」を「日本工業規格C6802（2011）」に、「3.17クラス1レーザ製品」を「3.18クラス1レーザ製品」に、「8.4e）時間基準3）」を「8.3e）時間基準3）」に、「8.3クラス分けに対する責任」を「8.3クラス分けの規則」に改め、同欄1(1)を次のように改める。

1(1)　レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。）にあつては、日本工業規格C6802（2011）レーザ製品の安全基準3.18クラス1レーザ製品又は3.20クラス2レーザ製品であること。

附　則

この省令は、平成二十四年十一月二十日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四二七四	二四、一一、二	吉野　満
四二七五	二四、一一、二	内田　典孝
四二七六	二四、一一、二	砂田　倫生
四二七七	二四、一一、二	石添　亨
四二七八	二四、一一、二	中路　正俊
四二七九	二四、一一、二	下川　静
四二八〇	二四、一一、二	鈴木　雄一

○政治資金適正化委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
八〇二	坂内　直治	二四、六、二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第四百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十日

法務大臣　滝　実

第二号イの表株式会社ヤナギサワ及び株式会社明和製作所の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社藤田鉄工所	静岡県掛川市塩町一番地の一	機械加工
愛知製鋼株式会社	愛知県東海市荒尾町ワノ割一番地	鍛造

第二号ロの表株式会社上原溶接所の項中「溶接、機械加工」を「溶接、機械加工、鉄工」に改め、同表に次のように加える。

有限会社酒井鉄筋工業	宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字諏訪舘十七番地	鉄筋施工
有限会社塩塚塗装工業	栃木県宇都宮市針ケ谷町五百七番地十六	塗装
株式会社ヤナギサワ	埼玉県比企郡嵐山町花見台十番地七	機械加工
宇都宮工業株式会社	東京都江東区大島六丁目八番十五号	溶接
蒲谷工業株式会社	東京都三鷹市下連雀八丁目七番三号	金属プレス加工
株式会社東北モールド	神奈川県横浜市港北区新吉田町二百五十三番地三	機械加工
株式会社明和製作所	三重県三重郡菰野町大字小島二千四百六十一番地の三十二	機械加工
大阪特殊金属工業株式会社	大阪府大阪市東成区大今里南四丁目二十一番十号	めっき
株式会社瀬田製作所	大阪府池田市五月丘五丁目一番四十八号	溶接
株式会社是永商会	福岡県北九州市小倉北区西港町八十九番一	鉄工

○外務省告示第三百六十七号

バヌアツ共和国政府は、「千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加入書を平成二十四年九月二十七日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年十二月二十七日にバヌアツ共和国について効力を生ずる。

（平成二十四年九月二十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年十一月二十日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第五百六十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十日

厚生労働大臣　三井　辨雄

別表一の項、二の項、四の項及び五の項中

「Z四七〇三
Z四七五一―二―七
Z四七五一―二―二八」

を

「Z四七〇三
Z四七五一―二―七
Z四七五一―二―四三」

に改め、同表六の項中

「Z四七〇三
Z四七五一―二―七
Z四七五一―二―二八」

を

「Z四七五一―二―五四」

に改め、同表十六の項中「Z四七五一―二―七」から十の項まで中「Z四七五一―二―七」を「Z四七五一―二―五四」に改め、同表百四十二の項中「T〇六〇一―一」を「T〇六〇一―一―一」に改め、同表百四十三の項中「T〇六〇一―二―四四」を「T〇六〇一―二―一〇」